

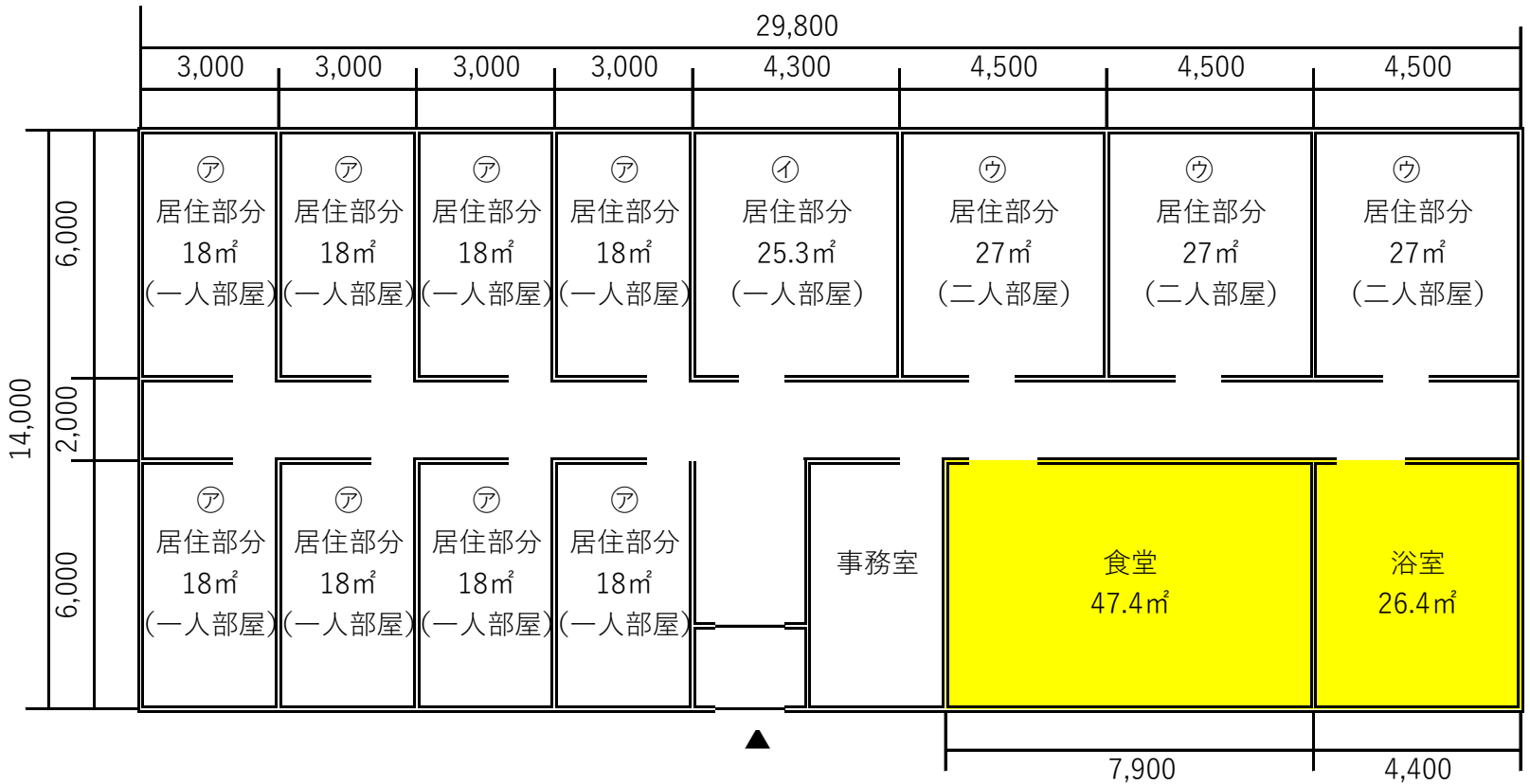
柏市サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針

項目3(4)「共同して利用するための十分な面積を有する場合」について

(4) 共同して利用するための十分な面積を有する場合とは、共同利用部分の床面積の合計が、前項に規定する基準面積に対する各居住部分の床面積の不足分の合計を上回ることをいう。

【具体例】 ※面積は壁芯で計算したものを基準とする

: 共同利用部分



①各居住部分の基準となる床面積について

- ・一人部屋：25㎡
- ・二人部屋：30㎡ (10㎡ \* 2人 + 10㎡ = 30㎡)

※上記具体例では、基準面積に対して不足している住戸があることから、

項目(4)に規定する「共同して利用するための十分な面積を有する」かの確認を行う。

②共同利用部分の床面積の合計について

- ・食堂：47.4㎡ (7.9 \* 6.0 = 47.4㎡)
- ・浴室：26.4㎡ (4.4 \* 6.0 = 26.4㎡)

◆合計：47.4 + 26.4 = 73.8㎡

③基準面積に対する各居住部分の床面積の不足分の合計

- ・一人部屋：㊦56㎡ [(25 - 18) \* 8 = 56㎡]  
：㊩25㎡以上の面積を有するため、不足分無
- ・二人部屋：㊫9㎡ [(30 - 27) \* 3 = 9㎡]

◆合計：56 + 9 = 65㎡

④検証

②73.8㎡ > ③65㎡・・・適合